議第１１３号

訴えの提起について

損害賠償の請求に関して、次のとおり訴えを提起するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和３年１０月２１日提出

下呂市長　山　内　　登

１．相手方

[redacted]（Ａ氏）

[redacted]（Ｂ氏）

２．訴えの趣旨

（１）（Ａ氏）に対し、不法行為損害賠償金として金 265,272,905 円及びこれに対する然るべき時期から完済に至るまでの遅延相当損害金の支払いを求める。

（２）（Ｂ氏）に対し、（Ａ氏）との共同不法行為損害賠償金として、（Ａ氏）と連帯して、金25,480,654円及びこれに対する然るべき時期から完済に至るまでの遅延相当損害金の支払いを求める。

（３）相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

３．訴えの理由

令和２年５月に下呂市が運営する観光施設「下呂温泉合掌村」で使途不明金が発覚し、同年３月まで同施設の会計担当であった（Ａ氏）が、平成23年度から令和元年度までの９年間にわたり、売上金の着服横領や不正支出を繰り返して、下呂市に損害を与えた。

また（Ｂ氏）は、不正支出に関し（Ａ氏）と共謀して、（Ｂ氏）管理の金融機関口座に下呂市の金員を振り込みさせ搾取しており、このことについて（Ａ氏）との共同不法行為者として損害賠償の責任を負っている。

以上のことから、下呂市が被った損害について、上記２（１）及び（２）の損害賠償の請求をしたが、支払いに応じていないため訴えを提起するもの。

４．訴訟遂行の方針

（１）弁護士を訴訟代理人とする。

（２）相手方の対応によっては和解を検討し、再度議会の承認を得て和解する。

（３）第１審判決の結果必要がある場合は上訴する。